

成果目標に関する調書【公正取引委員会】

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	18年度予算額(千円)
1	独占禁止法違反行為に対する措置	独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に対して厳正かつ迅速に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。	IT・公益事業分野、知的財産権分野における独占禁止法違反事件については、タスクフォースを設置し、事件処理を行っているところ、同タスクフォースを一層活用するなど、独占禁止違反行為に対し迅速かつ厳正に対処する。	独占禁止法違反行為に対する措置について、法的措置等を行った事件の処理件数、処理期間等の状況を指標とし、これらの措置が適正に有効かつ効率的に行われたかなどの観点から実績評価を行う。	211,515
2	企業結合の審査	企業結合に対して迅速かつ的確な審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。	大型企業結合事案について、多数のユーザー及び競争業者からヒアリング等の調査を実施し、速やかに詳細かつ的確な事案の判断を行い、問題点がある場合には問題点の指摘を行うなどの対処を図るとともに、米国・EUの経済分析理論の海外実態調査を行い、我が国における企業結合審査に応用を図っていく。	公正取引委員会は、個々の企業結合が競争を実質的に制限することとなるかどうかについて迅速・的確に判断を行うこととしており、この審査期間等を指標とし、有効かつ効率的に行われたかなどの観点から実績評価を行う。	8,351
3	審判手続	独占禁止法違反に対する行政処分である審決を行うに当たって当該行政処分の名あて人の利益が不当に損なわれないよう、当該行政処分の手続きの適正を確保することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。	独占禁止法違反に対する行政処分である審決を行うに当たって、当該行政処分の名あて人の利益が不当に損なわれないよう、当該行政処分の手続の適正を確保する。	適正な手続を保証する上で有効であったか、審理期間等の指標から実績評価を行う。	16,326
4	法令遵守意識の向上	民間企業における法令遵守意識(独占禁止法)の向上及び地方公共団体等における法令遵守意識(入札談合等関与行為の排除及び防止)の向上	民間企業における法令遵守意識(独占禁止法)の向上 公正取引委員会として、基本的な考え方を作成・公表し、事業者団体等を通じ民間企業に周知することを通して、法令遵守意識が向上することを目的としている。そのために、18年度においては、コンプライアンス・プログラムの整備状況の書面調査を実施し、実態の把握を行う。書面調査対象は、東証一部上場企業約1700社。調査結果の検討を行うために学識経験者を含めた検討会を開催する。また、日本と比較し、独占禁止法の遵守意識が高く、企業のコンプライアンス・プログラムも先進的となっている米国について、司法省がコンプライアンス・プログラムを整備させるためにどのような活動を行ってきたかを併せて調査する。 地方公共団体等における法令遵守意識(入札談合等関与行為の排除及び防止)の向上 地方公共団体等の調達担当官に対して、入札談合防止やその発見のための研修会を開催し、入札談合の効果的防止と未然防止を図る。	民間企業及び地方公共団体に対するアンケート・ヒアリング等によって、法令遵守意識の向上が見られたか総合評価を行う。	14,667
5	規制改革分野における競争環境の整備	事業者の多様な商品・サービスの提供及び新規参入の促進が図られるような競争環境の整備のための唱導	対象事業者等に対するアンケート調査等の委託調査及びヒアリング等の実態調査による問題点の洗い出し 委託調査等の結果について学識経験者等で構成する検討会議による問題点の検討及び提言	実態調査又は検討会議による提言等の公正取引委員会の唱導活動の効果について、事業者等へのアンケートやヒアリング等により評価する。	6,394
6	著作物再販制度の弾力かつ適正運用	現行の著作物再販制度の下で発行者による運用の弾力化を可能な限り進めるとともに、同制度から逸脱した行為に対処する確かな指針を行うことにより、消費者利益の向上を図る。	関係業界に対し、非再販商品の発行・流通の拡大、割引制度の導入等の価格設定の多様化等の方策を一層推進することを提案・要請するとともに、これらの方策の実効性について検証するため、著作物の流通について、業界、学識経験者、消費者代表者等との意見交換を行う。また、音楽用CDについては、著作物再販制度が認められている中、著作権法の改正など環境の変化が市場における競争や消費者利益に与える影響を検証するため、業界、学識経験者、消費者代表者等との懇談会を開催する。	関係業界による著作物再販制度の弾力運用及び同制度の適正な運用に係る取組の内容、実施状況、また、消費者の認知度、利用度等を指標とし、同取組が有効的に行われているか、改善すべき課題はないかなどの観点から評価を実施する。	3,687

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	18年度予算額(千円)
7	競争政策の普及啓発	事業者、消費者、学識経験者等から子供に至るまで、さまざまな層の国民への競争政策に対する意識の浸透。	独占禁止政策協力委員制度 各地域における各界の有識者を「独占禁止政策協力委員」として委嘱し、競争政策に対する理解を深めてもらい、公正取引委員会の活動に継続的な協力を要請する。 国民各層との懇談会 国民各層との間に直接的な対話の場を設け、その率直な意見・要望を聴取するとともに、これに応えていくことにより、競争政策の普及啓発を図る。 独禁法教室 中学校等の社会科公民的分野等の授業に公正取引委員会の職員を講師として派遣し、独占禁止法等についての授業を行う。 地方事務所との連絡会議 上記施策を全国で効果的かつ統一的に実施すること等を目的とし、本局・地方事務所等間で連絡会議を開催する。	事業者等に対するアンケート等により普及啓発活動が効果的に行われたか総合評価を行う。	25,356
8	景品表示法違反行為に対する措置	景品表示法に違反する不当景品、不当表示に対して厳正かつ迅速に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護する。	調査・ノウハウ共有のための研修、情報の共有化等を行うことで業務処理能力の向上を図るとともに、所要の調査を行い、景品表示法に違反する事実が認められた場合には、厳正かつ迅速に対処する。	景品表示法に違反する行為に対する措置について、事件処理件数、排除命令を行った事件の処理期間等の事件処理状況を指標とし、これらの措置が適正に行われたか、有効かつ効率的に行われたかなどの観点から評価する必要があり、実績評価を行うもの。	28,286
9	消費者取引の適正化の推進	インターネット上の不当表示の把握等を行うことにより、インターネット上における商品・サービスの適切な表示の確保を図る。	電子商取引調査員により、インターネット上の表示を常時監視し、啓発メールを送信すること等により、適正な表示の確保を図る。	啓発メールの送信件数等を指標としてインターネット上における商品・サービスの適切な表示の確保が適正に行われたか総合評価を行う。	5,626
10	下請法違反行為に対する措置	(1)下請法違反行為の厳正・迅速な対処により取引の公正化と下請事業者の利益保護 (2)役務提供委託及びコンテンツ等情報成果物作成委託分野の下請取引における書面発注率を3年間で製造業分野並み(95パーセント)に引き上げることとし、18年度においては92パーセントとする。	親事業者及び下請事業者に対して定期的に書面調査を実施し、悪質な下請法違反行為を行っているおそれのある親事業者に対して実地検査等を行い、違反行為が判明した親事業者に対して厳正・迅速に対処(平成16年度は勧告4件、警告2、584件。)	事件処理件数、事件処理日数、書面発注率等を指標とし、これらの措置が適正に、有効かつ効率的に行われたかなどの観点から評価する。	67,960
11	中小企業を取り巻く取引の公正化	優越的地位の濫用行為に係るアンケート及びヒアリング調査、下請法に関する各種講習会の開催(下請取引適正化推進講習会、下請取引改善研修会等)などを実施し、事業者に対する下請法等の普及・啓発を推進する。	優越的地位の濫用行為が見られる取引分野の事業者にアンケート及びヒアリング調査を実施することによって当該分野の取引環境を把握し、かつ、問題のある行為については是正指導するとともに、下請法に関する講習会等を開催するなど法律知識の普及・啓発を行うことにより違反行為の未然防止を推進する。	関係事業者に対するアンケート調査及び講習会の実施等により中小企業の取引の公正化が図られたか等の観点から総合評価を行う。	29,656
12	取引慣行等の実態把握 改善	我が国における対消費者取引の実態、規制緩和による新たな取引実態等について調査を行い、独占禁止法上の問題点やその在り方等を検討し、事業者間取引における公正な競争が図られるようにする。	対象事業者等に対するアンケート調査及びヒアリング等の実態調査 実態調査結果について学識経験者等で構成する検討会議による問題点の検討及び提言	事業者等に対するアンケート及びヒアリング等により、事業者間取引における公正な競争が図られたか等の観点から総合評価を行う。	5,533

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	18年度予算額(千円)
13	事業活動に関する相談 指導	本施策は、事業者及び事業者団体に対し、独占禁止法違反を未然に防止する観点から、事業者等からの独占禁止法等に係る相談に適切に対応することにより、事業者等が実施する行為が競争を阻害することなく推進されることを目的とするもの。	相談制度の周知、相談体制の充実(商工会議所等の経営指導員研修会への講師派遣等)等により、相談制度の利便性を高め、事業者等が独占禁止法等にかかる相談をしやすい環境を整備する。また、IT、知的財産、医療等の先端分野における事業活動に的確に対応するため、相談担当者の知識の充実に努める。 さらに、独占禁止法上の考え方の理解に資する事例を積極的に公表する。	商工会議所に対するアンケート等により、相談が効果的に行われたか等の観点から総合評価を行う。	15,431
14	競争政策の企画 立案に係る理論的・実証的基礎の強化	外部の研究者と公取委職員との競争政策に係る共同研究等を通じて、競争政策の企画・立案における法・経済理論による基礎の強化及び職員の経済分析能力の強化を目指す。 共同研究等の成果について広く国民に情報発信し、理解を得るために公開セミナーを開催する。 国際的な競争政策上の問題を議論したり、競争法運用における経済理論の応用等の必要性、現状等について国民に広く情報発信し、理解を得るためにシンポジウムを開催する。	職員と外部の学識経験者等で経済理論等に基づいた実態調査(共同研究)を年間数本実施し、成果について公表を行う。研究成果については、学会、学術誌、公開セミナー等における発表を目指す。 政策課題への研究成果の反映 国際シンポジウムを年1回、公開セミナーを年4回開催	シンポジウムの参加者に対するアンケート等により、競争政策の企画・立案に関する理論的・実証的基礎の強化が効果的に行われたか総合評価を行う。	25,841
15	国際協力の推進	各国の競争関連当局間の連携等国際協力の適切な推進、諸外国に対する我が国の競争政策の紹介・普及及び諸外国の競争法制等に係る情報収集による企業及び消費者利益の確保	独占禁止協力協定の活用(通報、執行協力の実施) 二国間意見交換の実施 OECD、ICN等多国間の枠組み等への参加 経済連携協定締結交渉への参加(経済連携協定への競争条項導入への取組み) 開発途上国等への技術支援(研修の実施、専門家派遣) 海外競争法制・政策の調査 公正取引委員会の執行活動等の海外への普及・紹介(英文HPの更新、メールマガジンの送信)	研修参加者等に対するアンケート等により、諸外国に対する我が国の競争政策の紹介・普及及び諸外国の競争法制等に係る情報収集が効果的に行われたか等の観点から総合評価を行う。	57,397
16	電子政府の構築	電子政府の構築により、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図る。 特に、公正取引委員会内ネットワーク最適化を平成20年度までに実施することとし、18年度においては拠点間回線の見直し、増速及びユーザ管理サーバの統合事業を確実に実施し、平成20年度の事業完了後には稼働率を99%以上とする。 平成18年度にホームページをJIS規格に適合させ、国民の利便性及び行政情報へのアクセシビリティの向上を図る。	公正取引委員会内ネットワークの最適化のため、18年度においては、拠点間回線の見直し・増速及びユーザ管理サーバの統合を実施する。また、ホームページをJIS規格に適合させるため、外部の専門家による改修を行う。 この他、国民の利便性の向上を図るための電子申請等について、その利用方法の周知を引き続き行うとともに、利用者アンケートを実施し、利用者の意向を反映した使いやすいものとなるよう見直しを行う。	電子政府構築計画の実施状況について実績評価を行う。公正取引委員会内ネットワークの最適化については、事業完了後のネットワークの稼働率等を検証する。また、ホームページのJIS規格適合については、ユーザビリティの向上をアクセス数の増加等を基準として評価を行う。	232,234